

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月16日提出
【計算期間】	第47特定期間(自 2025年12月18日至 2026年6月17日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ ユーロ債券オープン（毎月分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般		日本			TOPIX	条件付運用型
大型株		北米				
中小型株		欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (FTSE EMU 国債 インデックス (円ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	年12回 (毎月)	アジア				その他 ()
一般	日々 その他 ()	オセアニア				
公債		中南米				
社債		アフリカ				
その他債券		中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 (高格付債)						
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していま

す。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とし、EMU参加国の国債の指標であるFTSE EMU国債インデックス(円ベース)の動きを概ね捉えつつ、毎月分配を行うことをめざします。

ファンドの特色

特色

1

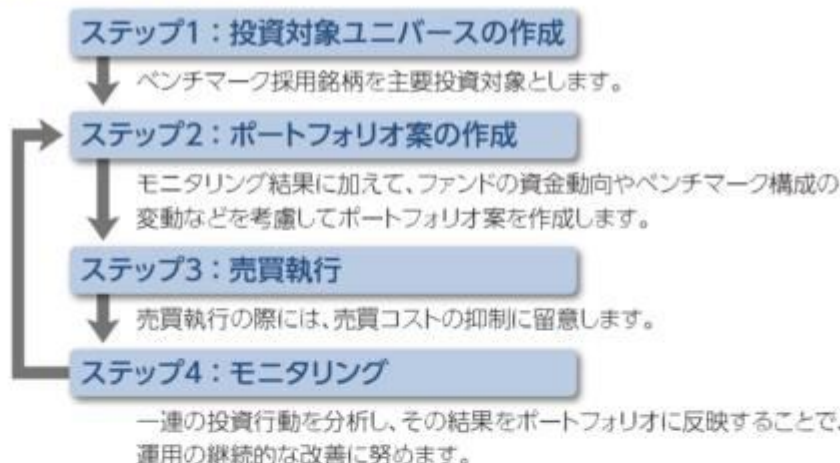
ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とします。

- FTSE EMU国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、当該指数の動きを概ね捉えることをめざして運用を行います。

FTSE EMU国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、EMU(経済通貨同盟)参加国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- EMUは、一般的に、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、欧州における通貨統合を目的とした同盟です。また、欧州通貨統合(European Monetary Union)と呼ばれる場合もあります。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

<運用プロセスのイメージ>



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色

2

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。
- 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。



毎月の分配をめざします。

- 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当収益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案したうえで安定した分配を継続することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



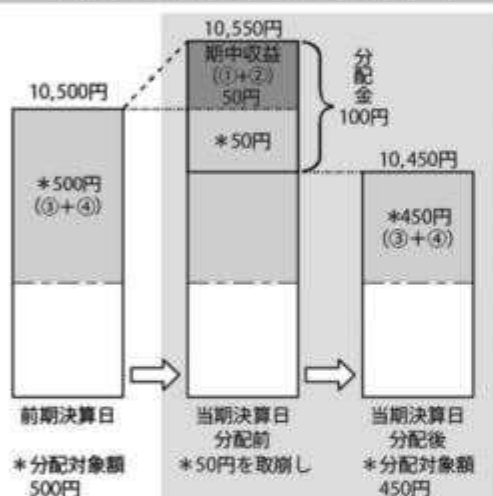
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

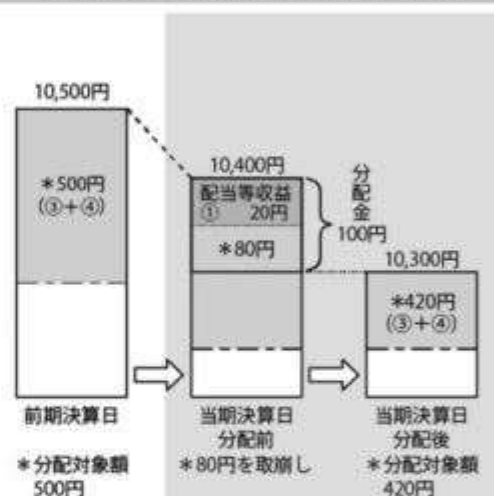
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



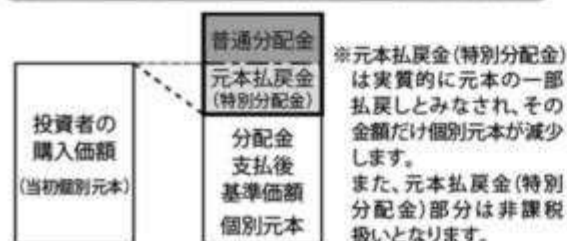
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

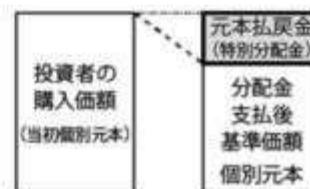
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2003年1月9日	設定日、信託契約締結、運用開始
2004年10月1日	ファンドの名称を「東京三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」から「三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」に変更
2005年10月1日	ファンドの名称を「三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」から「三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
有価証券等	

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年6月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

- 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等（投資適格債）を主要投資対象とします。

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

ベンチマークは、FTSE EMU国債インデックス（円ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。

外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りします。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

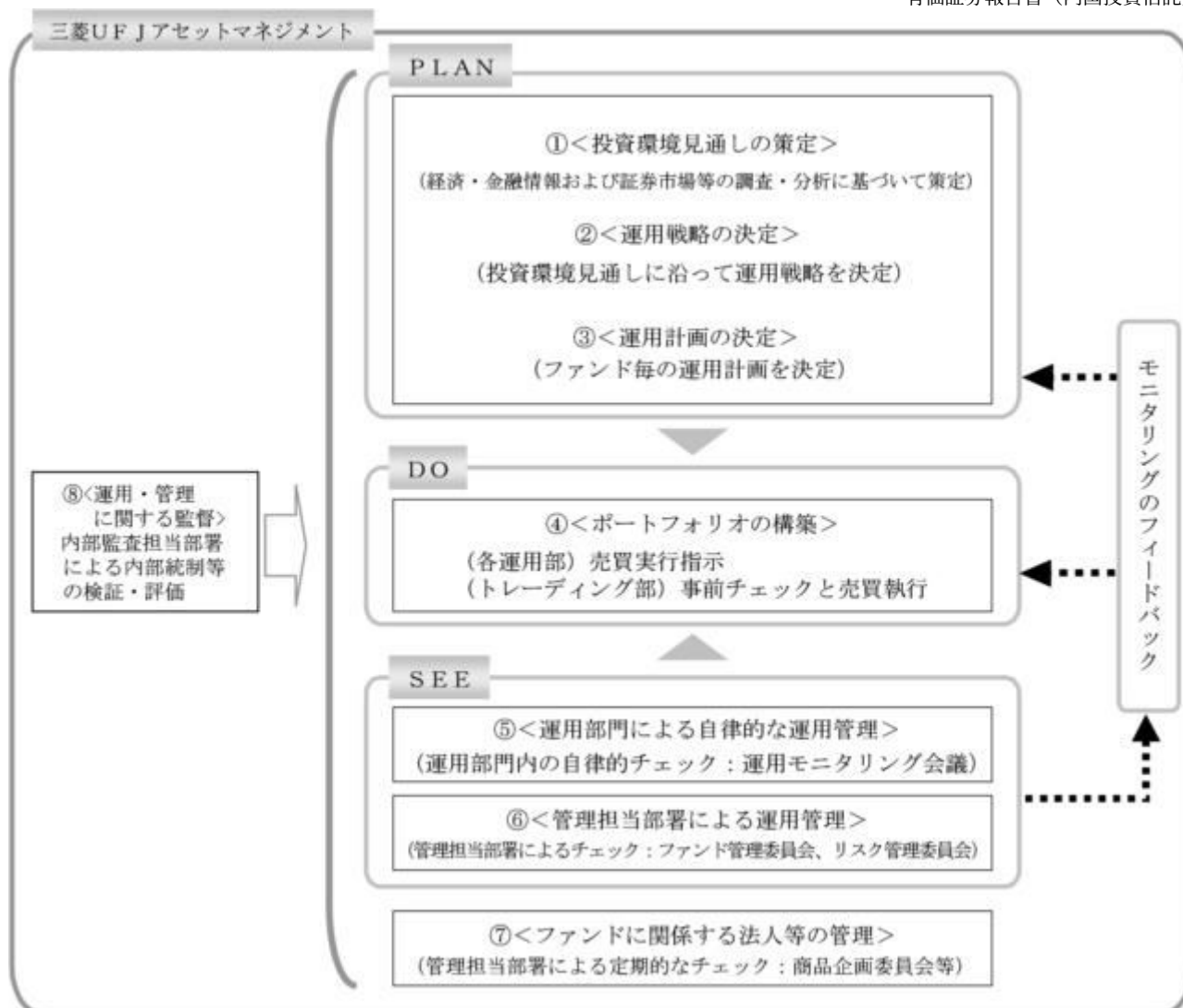
②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

- 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的な牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担

当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式等

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑯信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、F T S E E M U国債インデックス（円ベース）の動きを概ね捉えることをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、分配金を準備するためにファンド内に資金が滞留すること等の要因により乖離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×1.65%(税抜 1.5%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.07%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.825%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.35%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）さ

れます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年12月18日～2026年6月17日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.83%	0.82%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）】

(1)【投資状況】

2026年 6月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	フランス	446,690,274	23.19
	イタリア	440,368,355	22.86
	ドイツ	363,425,777	18.87
	スペイン	268,264,924	13.93
	ベルギー	99,343,195	5.16
	オランダ	84,870,934	4.41
	オーストリア	71,039,437	3.69
	ポルトガル	36,284,413	1.88
	フィンランド	35,769,004	1.86
	アイルランド	24,758,487	1.29
	スロバキア	12,189,353	0.63
	小計	1,883,004,153	97.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	42,984,894	2.23
純資産総額		1,925,989,047	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2026年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
フランス	国債証券	2.5 O.A.T 300525	250,000	18,278.34	45,695,851	18,302.59	45,756,496	2.500000	2030/5/25	2.38
イタリア	国債証券	0.95 ITALY GOVT 270915	170,000	18,160.50	30,872,851	18,177.91	30,902,453	0.950000	2027/9/15	1.60
ドイツ	国債証券	5.5 BUND 310104	110,000	20,782.27	22,860,504	20,819.53	22,901,485	5.500000	2031/1/4	1.19

イタリア	国債証券	2 ITALY GOVT 280201	120,000	18,343.21	22,011,862	18,355.30	22,026,364	2.000000	2028/2/1	1.14
ドイツ	国債証券	2.5 BUND 350215	120,000	17,996.69	21,596,036	18,112.02	21,734,425	2.500000	2035/2/15	1.13
フランス	国債証券	0 O.A.T 301125	120,000	16,301.35	19,561,631	16,342.61	19,611,142	0.000000	2030/11/25	1.02
ドイツ	国債証券	6.5 BUND 270704	100,000	19,287.46	19,287,465	19,271.83	19,271,833	6.500000	2027/7/4	1.00
イタリア	国債証券	2.8 ITALY GOVT 290615	100,000	18,526.85	18,526,857	18,548.29	18,548,293	2.800000	2029/6/15	0.96
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 290225	100,000	18,524.26	18,524,268	18,537.33	18,537,335	2.750000	2029/2/25	0.96
スペイン	国債証券	1.85 SPAIN GOVT 350730	110,000	16,485.97	18,134,572	16,586.01	18,244,614	1.850000	2035/7/30	0.95
フランス	国債証券	4.5 O.A.T 410425	90,000	19,632.31	17,669,085	19,686.76	17,718,088	4.500000	2041/4/25	0.92
フランス	国債証券	0.5 O.A.T 290525	100,000	17,358.50	17,358,500	17,386.94	17,386,942	0.500000	2029/5/25	0.90
フランス	国債証券	2 O.A.T 321125	100,000	17,257.01	17,257,012	17,299.65	17,299,655	2.000000	2032/11/25	0.90
フランス	国債証券	3.5 O.A.T 331125	90,000	18,736.52	16,862,872	18,779.59	16,901,631	3.500000	2033/11/25	0.88
イタリア	国債証券	3.4 ITALY GOVT 280401	90,000	18,757.06	16,881,355	18,764.66	16,888,200	3.400000	2028/4/1	0.88
ドイツ	国債証券	0 BUND 300815	100,000	16,660.89	16,660,898	16,718.19	16,718,192	0.000000	2030/8/15	0.87
イタリア	国債証券	5 ITALY GOVT 390801	80,000	20,664.28	16,531,426	20,769.05	16,615,241	5.000000	2039/8/1	0.86
ドイツ	国債証券	2.6 BUND 340815	90,000	18,196.18	16,376,562	18,301.45	16,471,313	2.600000	2034/8/15	0.86
イタリア	国債証券	0.95 ITALY GOVT 320601	100,000	16,340.29	16,340,293	16,400.66	16,400,661	0.950000	2032/6/1	0.85
スペイン	国債証券	1.4 SPAIN GOVT 280730	90,000	18,077.46	16,269,721	18,112.33	16,301,097	1.400000	2028/7/30	0.85
スペイン	国債証券	6 SPAIN GOVT 290131	80,000	20,093.96	16,075,175	20,093.81	16,075,053	6.000000	2029/1/31	0.83
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	90,000	17,690.68	15,921,619	17,764.67	15,988,206	2.350000	2033/7/30	0.83
フランス	国債証券	0.75 O.A.T 281125	90,000	17,673.58	15,906,227	17,697.62	15,927,863	0.750000	2028/11/25	0.83
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 340525	100,000	15,802.68	15,802,682	15,854.83	15,854,839	1.250000	2034/5/25	0.82
スペイン	国債証券	0.6 SPAIN GOVT 291031	90,000	17,296.44	15,566,800	17,330.28	15,597,253	0.600000	2029/10/31	0.81
ドイツ	国債証券	0 BUND 300215	90,000	16,880.19	15,192,176	16,928.86	15,235,974	0.000000	2030/2/15	0.79
スペイン	国債証券	5.75 SPAIN GOVT 320730	70,000	21,414.40	14,990,083	21,461.39	15,022,973	5.750000	2032/7/30	0.78
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	100,000	14,914.84	14,914,846	14,970.23	14,970,232	1.250000	2036/5/25	0.78
ドイツ	国債証券	2.4 OBL 281019	80,000	18,465.49	14,772,395	18,485.62	14,788,498	2.400000	2028/10/19	0.77
フランス	国債証券	2.4 O.A.T 280924	80,000	18,398.21	14,718,570	18,411.21	14,728,968	2.400000	2028/9/24	0.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.77
合計	97.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第160計算期間末日	(2016年 7月19日)	4,343,159,328	4,359,953,078	7,759	7,789
第161計算期間末日	(2016年 8月17日)	4,164,216,827	4,180,831,248	7,519	7,549
第162計算期間末日	(2016年 9月20日)	4,067,634,736	4,084,020,592	7,447	7,477
第163計算期間末日	(2016年10月17日)	4,024,027,433	4,040,276,827	7,429	7,459
第164計算期間末日	(2016年11月17日)	3,928,859,275	3,944,948,493	7,326	7,356
第165計算期間末日	(2016年12月19日)	4,104,575,524	4,112,540,542	7,730	7,745
第166計算期間末日	(2017年 1月17日)	3,956,917,437	3,964,750,678	7,577	7,592
第167計算期間末日	(2017年 2月17日)	3,826,526,744	3,834,202,754	7,478	7,493
第168計算期間末日	(2017年 3月17日)	3,773,662,948	3,781,234,780	7,476	7,491
第169計算期間末日	(2017年 4月17日)	3,532,420,166	3,539,859,243	7,123	7,138
第170計算期間末日	(2017年 5月17日)	3,796,107,460	3,803,507,314	7,695	7,710
第171計算期間末日	(2017年 6月19日)	3,780,365,632	3,787,694,469	7,737	7,752
第172計算期間末日	(2017年 7月18日)	3,793,758,496	3,800,955,598	7,907	7,922
第173計算期間末日	(2017年 8月17日)	3,745,681,398	3,752,717,083	7,986	8,001
第174計算期間末日	(2017年 9月19日)	3,800,120,782	3,807,079,489	8,191	8,206
第175計算期間末日	(2017年10月17日)	3,735,247,079	3,742,121,381	8,150	8,165
第176計算期間末日	(2017年11月17日)	3,711,292,645	3,718,068,237	8,216	8,231
第177計算期間末日	(2017年12月18日)	3,683,155,455	3,689,883,265	8,212	8,227
第178計算期間末日	(2018年 1月17日)	3,667,092,883	3,673,725,343	8,294	8,309
第179計算期間末日	(2018年 2月19日)	3,527,885,079	3,534,485,863	8,017	8,032
第180計算期間末日	(2018年 3月19日)	3,462,083,890	3,468,622,636	7,942	7,957
第181計算期間末日	(2018年 4月17日)	3,514,134,910	3,520,619,662	8,129	8,144
第182計算期間末日	(2018年 5月17日)	3,381,396,294	3,387,826,593	7,888	7,903
第183計算期間末日	(2018年 6月18日)	3,281,683,572	3,288,048,875	7,733	7,748
第184計算期間末日	(2018年 7月17日)	3,351,217,483	3,357,525,199	7,969	7,984
第185計算期間末日	(2018年 8月17日)	3,122,485,065	3,128,685,625	7,554	7,569
第186計算期間末日	(2018年 9月18日)	3,215,733,203	3,221,916,700	7,801	7,816
第187計算期間末日	(2018年10月17日)	3,127,590,359	3,133,712,068	7,664	7,679
第188計算期間末日	(2018年11月19日)	3,067,585,088	3,073,655,021	7,581	7,596
第189計算期間末日	(2018年12月17日)	3,065,638,120	3,071,645,520	7,655	7,670
第190計算期間末日	(2019年 1月17日)	2,954,460,851	2,960,423,320	7,433	7,448
第191計算期間末日	(2019年 2月18日)	2,926,976,090	2,932,833,159	7,496	7,511
第192計算期間末日	(2019年 3月18日)	2,961,453,015	2,967,283,962	7,618	7,633
第193計算期間末日	(2019年 4月17日)	2,957,146,897	2,962,952,086	7,641	7,656
第194計算期間末日	(2019年 5月17日)	2,884,151,190	2,889,950,736	7,460	7,475
第195計算期間末日	(2019年 6月17日)	2,882,658,168	2,888,400,741	7,530	7,545

第196計算期間末日	(2019年 7月17日)	2,896,894,665	2,902,619,809	7,590	7,605
第197計算期間末日	(2019年 8月19日)	2,883,329,563	2,889,028,586	7,589	7,604
第198計算期間末日	(2019年 9月17日)	2,871,429,360	2,877,102,607	7,592	7,607
第199計算期間末日	(2019年10月17日)	2,848,767,374	2,854,368,785	7,629	7,644
第200計算期間末日	(2019年11月18日)	2,778,576,229	2,784,119,124	7,519	7,534
第201計算期間末日	(2019年12月17日)	2,798,517,663	2,804,045,848	7,593	7,608
第202計算期間末日	(2020年 1月17日)	2,766,519,865	2,771,989,708	7,587	7,602
第203計算期間末日	(2020年 2月17日)	2,719,937,070	2,725,388,238	7,484	7,499
第204計算期間末日	(2020年 3月17日)	2,595,287,120	2,600,653,997	7,254	7,269
第205計算期間末日	(2020年 4月17日)	2,550,776,717	2,556,125,808	7,153	7,168
第206計算期間末日	(2020年 5月18日)	2,522,225,616	2,527,571,652	7,077	7,092
第207計算期間末日	(2020年 6月17日)	2,646,264,019	2,651,599,565	7,440	7,455
第208計算期間末日	(2020年 7月17日)	2,653,831,693	2,659,085,454	7,577	7,592
第209計算期間末日	(2020年 8月17日)	2,723,019,839	2,728,239,462	7,825	7,840
第210計算期間末日	(2020年 9月17日)	2,666,721,050	2,671,915,141	7,701	7,716
第211計算期間末日	(2020年10月19日)	2,683,697,818	2,688,868,711	7,785	7,800
第212計算期間末日	(2020年11月17日)	2,662,932,980	2,668,071,916	7,773	7,788
第213計算期間末日	(2020年12月17日)	2,693,259,817	2,698,367,152	7,910	7,925
第214計算期間末日	(2021年 1月18日)	2,657,415,662	2,662,510,689	7,824	7,839
第215計算期間末日	(2021年 2月17日)	2,667,677,481	2,672,758,021	7,876	7,891
第216計算期間末日	(2021年 3月17日)	2,650,495,852	2,655,515,563	7,920	7,935
第217計算期間末日	(2021年 4月19日)	2,610,033,599	2,615,026,658	7,841	7,856
第218計算期間末日	(2021年 5月17日)	2,604,021,219	2,608,990,581	7,860	7,875
第219計算期間末日	(2021年 6月17日)	2,603,629,512	2,608,540,095	7,953	7,968
第220計算期間末日	(2021年 7月19日)	2,529,397,746	2,534,243,772	7,829	7,844
第221計算期間末日	(2021年 8月17日)	2,518,876,702	2,523,710,008	7,817	7,832
第222計算期間末日	(2021年 9月17日)	2,480,372,386	2,485,183,584	7,733	7,748
第223計算期間末日	(2021年10月18日)	2,516,545,702	2,521,360,413	7,840	7,855
第224計算期間末日	(2021年11月17日)	2,465,101,412	2,469,893,874	7,716	7,731
第225計算期間末日	(2021年12月17日)	2,414,966,428	2,419,686,551	7,674	7,689
第226計算期間末日	(2022年 1月17日)	2,395,158,923	2,399,896,575	7,583	7,598
第227計算期間末日	(2022年 2月17日)	2,314,851,745	2,319,566,301	7,365	7,380
第228計算期間末日	(2022年 3月17日)	2,288,079,497	2,292,777,374	7,306	7,321
第229計算期間末日	(2022年 4月18日)	2,252,704,900	2,257,328,506	7,308	7,323
第230計算期間末日	(2022年 5月17日)	2,183,759,257	2,188,364,717	7,113	7,128
第231計算期間末日	(2022年 6月17日)	2,115,918,933	2,120,506,344	6,919	6,934
第232計算期間末日	(2022年 7月19日)	2,164,346,340	2,168,895,665	7,136	7,151
第233計算期間末日	(2022年 8月17日)	2,098,096,005	2,102,556,809	7,055	7,070
第234計算期間末日	(2022年 9月20日)	2,071,056,984	2,075,492,088	7,005	7,020
第235計算期間末日	(2022年10月17日)	1,984,049,970	1,988,466,646	6,738	6,753
第236計算期間末日	(2022年11月17日)	2,047,021,282	2,051,431,440	6,962	6,977
第237計算期間末日	(2022年12月19日)	1,995,852,822	2,000,229,630	6,840	6,855

第238計算期間末日	(2023年 1月17日)	1,912,915,226	1,917,264,677	6,597	6,612
第239計算期間末日	(2023年 2月17日)	1,911,138,231	1,915,457,196	6,637	6,652
第240計算期間末日	(2023年 3月17日)	1,907,765,687	1,912,071,824	6,646	6,661
第241計算期間末日	(2023年 4月17日)	1,947,315,855	1,951,612,590	6,798	6,813
第242計算期間末日	(2023年 5月17日)	1,957,208,809	1,961,478,376	6,876	6,891
第243計算期間末日	(2023年 6月19日)	2,040,314,149	2,044,573,409	7,185	7,200
第244計算期間末日	(2023年 7月18日)	2,027,259,836	2,030,074,938	7,201	7,211
第245計算期間末日	(2023年 8月17日)	2,028,804,445	2,031,596,566	7,266	7,276
第246計算期間末日	(2023年 9月19日)	2,001,410,377	2,004,209,445	7,150	7,160
第247計算期間末日	(2023年10月17日)	1,959,038,247	1,961,798,087	7,098	7,108
第248計算期間末日	(2023年11月17日)	2,046,380,295	2,049,105,889	7,508	7,518
第249計算期間末日	(2023年12月18日)	1,990,682,339	1,993,369,257	7,409	7,419
第250計算期間末日	(2024年 1月17日)	2,019,492,839	2,022,160,504	7,570	7,580
第251計算期間末日	(2024年 2月19日)	1,995,241,473	1,997,873,759	7,580	7,590
第252計算期間末日	(2024年 3月18日)	1,984,143,460	1,986,743,913	7,630	7,640
第253計算期間末日	(2024年 4月17日)	1,984,647,381	1,987,236,639	7,665	7,675
第254計算期間末日	(2024年 5月17日)	2,051,185,399	2,053,772,946	7,927	7,937
第255計算期間末日	(2024年 6月17日)	2,020,971,218	2,023,537,092	7,876	7,886
第256計算期間末日	(2024年 7月17日)	2,049,990,020	2,052,518,107	8,109	8,119
第257計算期間末日	(2024年 8月19日)	1,920,126,381	1,922,607,031	7,740	7,750
第258計算期間末日	(2024年 9月17日)	1,859,786,453	1,862,263,259	7,509	7,519
第259計算期間末日	(2024年10月17日)	1,922,328,938	1,924,798,974	7,783	7,793
第260計算期間末日	(2024年11月18日)	1,905,519,520	1,907,979,870	7,745	7,755
第261計算期間末日	(2024年12月17日)	1,899,302,896	1,901,742,744	7,785	7,795
第262計算期間末日	(2025年 1月17日)	1,826,954,567	1,829,384,687	7,518	7,528
第263計算期間末日	(2025年 2月17日)	1,838,749,072	1,841,177,879	7,571	7,581
第264計算期間末日	(2025年 3月17日)	1,808,276,048	1,810,692,059	7,485	7,495
第265計算期間末日	(2025年 4月17日)	1,841,394,953	1,843,799,809	7,657	7,667
第266計算期間末日	(2025年 5月19日)	1,828,851,297	1,831,239,890	7,657	7,667
第267計算期間末日	(2025年 6月17日)	1,890,244,237	1,892,626,332	7,935	7,945
第268計算期間末日	(2025年 7月17日)	1,911,618,113	1,913,977,563	8,102	8,112
第269計算期間末日	(2025年 8月18日)	1,864,918,885	1,867,231,502	8,064	8,074
第270計算期間末日	(2025年 9月17日)	1,893,466,243	1,895,789,009	8,152	8,162
第271計算期間末日	(2025年10月17日)	1,921,316,957	1,923,624,671	8,326	8,336
第272計算期間末日	(2025年11月17日)	1,935,607,431	1,937,901,891	8,436	8,446
第273計算期間末日	(2025年12月17日)	1,929,771,836	1,932,046,798	8,483	8,493
第274計算期間末日	(2026年 1月19日)	1,956,884,332	1,959,163,742	8,585	8,595
第275計算期間末日	(2026年 2月17日)	1,945,381,157	1,947,651,885	8,567	8,577
第276計算期間末日	(2026年 3月17日)	1,920,991,668	1,923,250,920	8,503	8,513
第277計算期間末日	(2026年 4月17日)	1,949,419,579	1,951,664,397	8,684	8,694
第278計算期間末日	(2026年 5月18日)	1,904,205,537	1,906,451,680	8,478	8,488
第279計算期間末日	(2026年 6月17日)	1,931,337,682	1,933,562,763	8,680	8,690

2025年 6月末日	1,907,328,691	—	8,013	—
7月末日	1,864,309,643	—	8,025	—
8月末日	1,866,181,905	—	8,029	—
9月末日	1,898,249,337	—	8,177	—
10月末日	1,942,120,602	—	8,419	—
11月末日	1,962,072,175	—	8,556	—
12月末日	1,966,990,786	—	8,625	—
2026年 1月末日	1,962,900,992	—	8,617	—
2月末日	1,975,924,809	—	8,718	—
3月末日	1,902,450,204	—	8,448	—
4月末日	1,936,557,305	—	8,625	—
5月末日	1,938,533,230	—	8,645	—
6月末日	1,925,989,047	—	8,674	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第160計算期間	30円
第161計算期間	30円
第162計算期間	30円
第163計算期間	30円
第164計算期間	30円
第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	15円
第169計算期間	15円
第170計算期間	15円
第171計算期間	15円
第172計算期間	15円
第173計算期間	15円
第174計算期間	15円
第175計算期間	15円
第176計算期間	15円
第177計算期間	15円
第178計算期間	15円
第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円

第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円
第190計算期間	15円
第191計算期間	15円
第192計算期間	15円
第193計算期間	15円
第194計算期間	15円
第195計算期間	15円
第196計算期間	15円
第197計算期間	15円
第198計算期間	15円
第199計算期間	15円
第200計算期間	15円
第201計算期間	15円
第202計算期間	15円
第203計算期間	15円
第204計算期間	15円
第205計算期間	15円
第206計算期間	15円
第207計算期間	15円
第208計算期間	15円
第209計算期間	15円
第210計算期間	15円
第211計算期間	15円
第212計算期間	15円
第213計算期間	15円
第214計算期間	15円
第215計算期間	15円
第216計算期間	15円
第217計算期間	15円
第218計算期間	15円
第219計算期間	15円
第220計算期間	15円
第221計算期間	15円
第222計算期間	15円
第223計算期間	15円
第224計算期間	15円
第225計算期間	15円
第226計算期間	15円
第227計算期間	15円

第228計算期間	15円
第229計算期間	15円
第230計算期間	15円
第231計算期間	15円
第232計算期間	15円
第233計算期間	15円
第234計算期間	15円
第235計算期間	15円
第236計算期間	15円
第237計算期間	15円
第238計算期間	15円
第239計算期間	15円
第240計算期間	15円
第241計算期間	15円
第242計算期間	15円
第243計算期間	15円
第244計算期間	10円
第245計算期間	10円
第246計算期間	10円
第247計算期間	10円
第248計算期間	10円
第249計算期間	10円
第250計算期間	10円
第251計算期間	10円
第252計算期間	10円
第253計算期間	10円
第254計算期間	10円
第255計算期間	10円
第256計算期間	10円
第257計算期間	10円
第258計算期間	10円
第259計算期間	10円
第260計算期間	10円
第261計算期間	10円
第262計算期間	10円
第263計算期間	10円
第264計算期間	10円
第265計算期間	10円
第266計算期間	10円
第267計算期間	10円
第268計算期間	10円
第269計算期間	10円

第270計算期間	10円
第271計算期間	10円
第272計算期間	10円
第273計算期間	10円
第274計算期間	10円
第275計算期間	10円
第276計算期間	10円
第277計算期間	10円
第278計算期間	10円
第279計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第160計算期間	0.78
第161計算期間	△2.70
第162計算期間	△0.55
第163計算期間	0.16
第164計算期間	△0.98
第165計算期間	5.71
第166計算期間	△1.78
第167計算期間	△1.10
第168計算期間	0.17
第169計算期間	△4.52
第170計算期間	8.24
第171計算期間	0.74
第172計算期間	2.39
第173計算期間	1.18
第174計算期間	2.75
第175計算期間	△0.31
第176計算期間	0.99
第177計算期間	0.13
第178計算期間	1.18
第179計算期間	△3.15
第180計算期間	△0.74
第181計算期間	2.54
第182計算期間	△2.78
第183計算期間	△1.77
第184計算期間	3.24
第185計算期間	△5.01
第186計算期間	3.46
第187計算期間	△1.56
第188計算期間	△0.88

第189計算期間	1.17
第190計算期間	△2.70
第191計算期間	1.04
第192計算期間	1.82
第193計算期間	0.49
第194計算期間	△2.17
第195計算期間	1.13
第196計算期間	0.99
第197計算期間	0.18
第198計算期間	0.23
第199計算期間	0.68
第200計算期間	△1.24
第201計算期間	1.18
第202計算期間	0.11
第203計算期間	△1.15
第204計算期間	△2.87
第205計算期間	△1.18
第206計算期間	△0.85
第207計算期間	5.34
第208計算期間	2.04
第209計算期間	3.47
第210計算期間	△1.39
第211計算期間	1.28
第212計算期間	0.03
第213計算期間	1.95
第214計算期間	△0.89
第215計算期間	0.85
第216計算期間	0.74
第217計算期間	△0.80
第218計算期間	0.43
第219計算期間	1.37
第220計算期間	△1.37
第221計算期間	0.03
第222計算期間	△0.88
第223計算期間	1.57
第224計算期間	△1.39
第225計算期間	△0.34
第226計算期間	△0.99
第227計算期間	△2.67
第228計算期間	△0.59
第229計算期間	0.23
第230計算期間	△2.46

第231計算期間	△2.51
第232計算期間	3.35
第233計算期間	△0.92
第234計算期間	△0.49
第235計算期間	△3.59
第236計算期間	3.54
第237計算期間	△1.53
第238計算期間	△3.33
第239計算期間	0.83
第240計算期間	0.36
第241計算期間	2.51
第242計算期間	1.36
第243計算期間	4.71
第244計算期間	0.36
第245計算期間	1.04
第246計算期間	△1.45
第247計算期間	△0.58
第248計算期間	5.91
第249計算期間	△1.18
第250計算期間	2.30
第251計算期間	0.26
第252計算期間	0.79
第253計算期間	0.58
第254計算期間	3.54
第255計算期間	△0.51
第256計算期間	3.08
第257計算期間	△4.42
第258計算期間	△2.85
第259計算期間	3.78
第260計算期間	△0.35
第261計算期間	0.64
第262計算期間	△3.30
第263計算期間	0.83
第264計算期間	△1.00
第265計算期間	2.43
第266計算期間	0.13
第267計算期間	3.76
第268計算期間	2.23
第269計算期間	△0.34
第270計算期間	1.21
第271計算期間	2.25
第272計算期間	1.44

第273計算期間	0.67
第274計算期間	1.32
第275計算期間	△0.09
第276計算期間	△0.63
第277計算期間	2.24
第278計算期間	△2.25
第279計算期間	2.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第160計算期間	8,645,073	68,236,425	5,597,916,687
第161計算期間	9,259,336	69,035,545	5,538,140,478
第162計算期間	8,822,693	85,010,889	5,461,952,282
第163計算期間	8,554,733	54,042,075	5,416,464,940
第164計算期間	9,072,033	62,464,293	5,363,072,680
第165計算期間	9,001,362	62,061,500	5,310,012,542
第166計算期間	8,681,704	96,533,535	5,222,160,711
第167計算期間	5,367,985	110,188,082	5,117,340,614
第168計算期間	5,215,764	74,668,062	5,047,888,316
第169計算期間	5,203,499	93,706,831	4,959,384,984
第170計算期間	6,438,207	32,587,023	4,933,236,168
第171計算期間	4,809,197	52,153,971	4,885,891,394
第172計算期間	4,478,825	92,302,209	4,798,068,010
第173計算期間	5,032,668	112,643,651	4,690,457,027
第174計算期間	7,156,293	58,475,281	4,639,138,039
第175計算期間	4,102,756	60,372,673	4,582,868,122
第176計算期間	5,182,790	70,989,353	4,517,061,559
第177計算期間	4,655,942	36,510,424	4,485,207,077
第178計算期間	4,389,335	67,956,208	4,421,640,204
第179計算期間	51,584,323	72,701,836	4,400,522,691
第180計算期間	3,695,049	45,053,482	4,359,164,258
第181計算期間	5,484,955	41,480,870	4,323,168,343
第182計算期間	4,328,492	40,630,475	4,286,866,360
第183計算期間	3,994,712	47,325,698	4,243,535,374
第184計算期間	6,905,061	45,296,391	4,205,144,044
第185計算期間	5,040,621	76,477,808	4,133,706,857
第186計算期間	4,162,620	15,537,829	4,122,331,648
第187計算期間	4,154,807	45,346,833	4,081,139,622
第188計算期間	4,129,535	38,646,787	4,046,622,370
第189計算期間	3,925,749	45,614,733	4,004,933,386
第190計算期間	4,659,445	34,613,033	3,974,979,798

第191計算期間	4,044,165	74,311,276	3,904,712,687
第192計算期間	4,168,093	21,582,638	3,887,298,142
第193計算期間	8,141,888	25,313,899	3,870,126,131
第194計算期間	3,806,308	7,568,065	3,866,364,374
第195計算期間	3,916,769	41,898,585	3,828,382,558
第196計算期間	4,231,013	15,850,403	3,816,763,168
第197計算期間	5,815,670	23,229,748	3,799,349,090
第198計算期間	3,575,195	20,759,004	3,782,165,281
第199計算期間	4,000,576	51,891,739	3,734,274,118
第200計算期間	4,129,278	43,139,987	3,695,263,409
第201計算期間	6,261,535	16,068,265	3,685,456,679
第202計算期間	5,903,010	44,797,032	3,646,562,657
第203計算期間	5,709,681	18,160,241	3,634,112,097
第204計算期間	24,123,424	80,317,221	3,577,918,300
第205計算期間	14,031,422	25,888,551	3,566,061,171
第206計算期間	4,273,411	6,310,088	3,564,024,494
第207計算期間	11,350,762	18,344,428	3,557,030,828
第208計算期間	4,017,084	58,540,056	3,502,507,856
第209計算期間	3,384,651	26,143,270	3,479,749,237
第210計算期間	3,813,545	20,835,309	3,462,727,473
第211計算期間	3,820,422	19,285,640	3,447,262,255
第212計算期間	4,427,052	25,731,713	3,425,957,594
第213計算期間	3,617,678	24,684,948	3,404,890,324
第214計算期間	3,717,292	11,922,841	3,396,684,775
第215計算期間	3,908,026	13,565,702	3,387,027,099
第216計算期間	3,527,657	44,080,483	3,346,474,273
第217計算期間	3,100,082	20,868,155	3,328,706,200
第218計算期間	3,603,887	19,401,508	3,312,908,579
第219計算期間	3,664,963	42,851,453	3,273,722,089
第220計算期間	4,125,574	47,163,589	3,230,684,074
第221計算期間	3,198,816	11,678,752	3,222,204,138
第222計算期間	15,150,883	29,889,247	3,207,465,774
第223計算期間	13,924,086	11,582,098	3,209,807,762
第224計算期間	4,161,426	18,994,258	3,194,974,930
第225計算期間	3,751,608	51,977,629	3,146,748,909
第226計算期間	19,528,845	7,842,833	3,158,434,921
第227計算期間	3,598,505	18,995,522	3,143,037,904
第228計算期間	4,349,929	15,469,454	3,131,918,379
第229計算期間	5,331,736	54,845,647	3,082,404,468
第230計算期間	4,307,962	16,405,311	3,070,307,119
第231計算期間	4,614,138	16,646,691	3,058,274,566
第232計算期間	4,208,256	29,599,307	3,032,883,515

第233計算期間	4,169,093	63,182,659	2,973,869,949
第234計算期間	5,454,939	22,588,305	2,956,736,583
第235計算期間	11,507,481	23,792,807	2,944,451,257
第236計算期間	4,660,324	9,005,866	2,940,105,715
第237計算期間	3,864,705	26,097,866	2,917,872,554
第238計算期間	4,722,664	22,961,104	2,899,634,114
第239計算期間	4,973,047	25,297,094	2,879,310,067
第240計算期間	4,795,622	13,347,301	2,870,758,388
第241計算期間	3,787,179	10,055,555	2,864,490,012
第242計算期間	5,670,886	23,782,631	2,846,378,267
第243計算期間	4,284,148	11,155,239	2,839,507,176
第244計算期間	5,109,588	29,514,559	2,815,102,205
第245計算期間	3,063,056	26,043,431	2,792,121,830
第246計算期間	16,154,024	9,207,436	2,799,068,418
第247計算期間	3,076,837	42,304,942	2,759,840,313
第248計算期間	2,909,896	37,155,890	2,725,594,319
第249計算期間	5,365,089	44,041,228	2,686,918,180
第250計算期間	2,467,102	21,719,929	2,667,665,353
第251計算期間	2,232,197	37,611,374	2,632,286,176
第252計算期間	2,196,726	34,029,521	2,600,453,381
第253計算期間	2,280,583	13,475,375	2,589,258,589
第254計算期間	14,478,447	16,189,815	2,587,547,221
第255計算期間	2,169,968	23,842,980	2,565,874,209
第256計算期間	3,057,217	40,843,900	2,528,087,526
第257計算期間	2,175,590	49,612,164	2,480,650,952
第258計算期間	2,039,367	5,883,867	2,476,806,452
第259計算期間	2,156,580	8,926,479	2,470,036,553
第260計算期間	6,080,796	15,766,935	2,460,350,414
第261計算期間	4,062,037	24,563,584	2,439,848,867
第262計算期間	3,004,024	12,732,174	2,430,120,717
第263計算期間	2,280,791	3,594,320	2,428,807,188
第264計算期間	1,960,238	14,756,334	2,416,011,092
第265計算期間	2,162,334	13,317,004	2,404,856,422
第266計算期間	4,886,478	21,148,993	2,388,593,907
第267計算期間	4,058,902	10,557,179	2,382,095,630
第268計算期間	3,407,364	26,052,751	2,359,450,243
第269計算期間	3,115,199	49,948,408	2,312,617,034
第270計算期間	14,184,709	4,035,422	2,322,766,321
第271計算期間	2,451,365	17,503,397	2,307,714,289
第272計算期間	5,067,204	18,321,171	2,294,460,322
第273計算期間	3,006,412	22,504,693	2,274,962,041
第274計算期間	16,163,000	11,714,894	2,279,410,147

第275計算期間	5,146,641	13,827,979	2,270,728,809
第276計算期間	4,977,452	16,453,538	2,259,252,723
第277計算期間	3,252,976	17,687,545	2,244,818,154
第278計算期間	3,665,783	2,340,821	2,246,143,116
第279計算期間	1,999,553	23,061,376	2,225,081,293

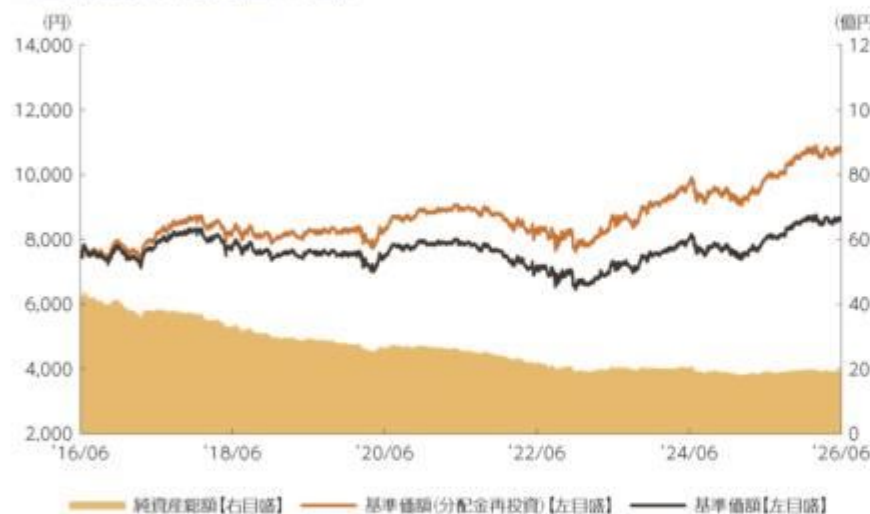
《参考情報》



運用実績

2026年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2016年6月30日～2026年6月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,674円
純資産総額	19.2億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026年 6月	10円
2026年 5月	10円
2026年 4月	10円
2026年 3月	10円
2026年 2月	10円
2026年 1月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	8,615円

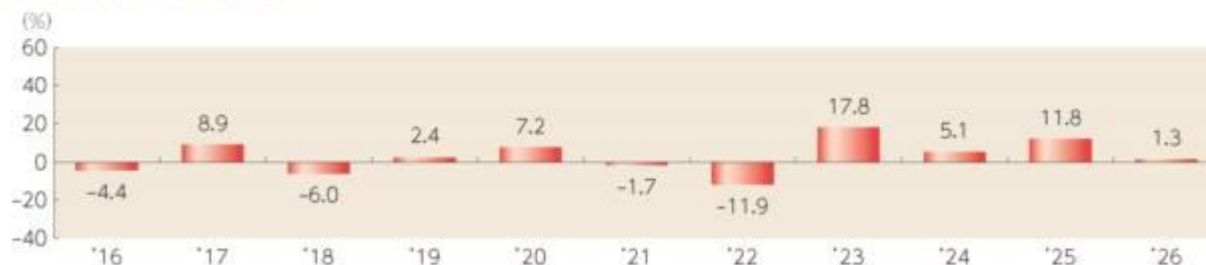
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	97.8%	1 2.5 O.A.T 300525	国債	フランス	2.4%
		2 0.95 ITALY GOVT 270915	国債	イタリア	1.6%
		3 5.5 BUND 310104	国債	ドイツ	1.2%
		4 2 ITALY GOVT 280201	国債	イタリア	1.1%
		5 2.5 BUND 350215	国債	ドイツ	1.1%
		6 0 O.A.T 301125	国債	フランス	1.0%
		7 6.5 BUND 270704	国債	ドイツ	1.0%
		8 2.8 ITALY GOVT 290615	国債	イタリア	1.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.2%	9 2.75 O.A.T 290225	国債	フランス	1.0%
合計	100.0%	10 1.85 SPAIN GOVT 350730	国債	スペイン	0.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2026年は年初から6月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.07%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価また

は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2003年1月9日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月18日から翌月17日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書

を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年12月18日から2026年6月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ユーロ債券オープン（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2025年12月17日現在]	当期 [2026年 6月17日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	11,189,613	-
コール・ローン	15,226,259	29,054,654
国債証券	1,886,547,577	1,885,353,799
未収入金	-	10,557,855
未収利息	19,170,454	18,425,170
前払費用	1,100,274	1,750,712
その他未収収益	928,470	240,025
流動資産合計	1,934,162,647	1,945,382,215
資産合計	1,934,162,647	1,945,382,215
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,274,962	2,225,081
未払解約金	796,149	10,514,258
未払受託者報酬	87,982	87,014
未払委託者報酬	1,231,718	1,218,180
流動負債合計	4,390,811	14,044,533
負債合計	4,390,811	14,044,533
純資産の部		
元本等		
元本	2,274,962,041	2,225,081,293
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△345,190,205	△293,743,611
（分配準備積立金）	16,793,166	22,069,742
元本等合計	1,929,771,836	1,931,337,682
純資産合計	1,929,771,836	1,931,337,682
負債純資産合計	1,934,162,647	1,945,382,215

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2025年 6月18日 至 2025年12月17日	当期 自 2025年12月18日 至 2026年 6月17日
営業収益		
受取利息	22,352,570	23,238,514
有価証券売買等損益	△28,020,815	△5,753,768
為替差損益	154,721,449	47,874,225
その他収益	694,976	711,850
営業収益合計	149,748,180	66,070,821
営業費用		
受託者報酬	526,250	532,714
委託者報酬	7,367,558	7,457,948
その他費用	88,596	88,624
営業費用合計	7,982,404	8,079,286
営業利益又は営業損失（△）	141,765,776	57,991,535
経常利益又は経常損失（△）	141,765,776	57,991,535
当期純利益又は当期純損失（△）	141,765,776	57,991,535
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	923,273	630,257
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△491,851,393	△345,190,205
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,492,541	12,581,732
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,492,541	12,581,732
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,801,887	4,970,984
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,801,887	4,970,984
分配金	13,871,969	13,525,432
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△345,190,205	△293,743,611

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2025年12月17日現在]	当期 [2026年 6月17日現在]
1. 期首元本額	2,382,095,630円	2,274,962,041円
期中追加設定元本額	31,232,253円	35,205,405円
期中一部解約元本額	138,365,842円	85,086,153円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	345,190,205円	293,743,611円
3. 受益権の総数	2,274,962,041口	2,225,081,293口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年 6月18日 至 2025年12月17日			当期 自 2025年12月18日 至 2026年 6月17日		
1. 分配金の計算過程 第268期 2025年 6月18日 2025年 7月17日			1. 分配金の計算過程 第274期 2025年12月18日 2026年 1月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,589,644円	費用控除後の配当等収益額	A	4,034,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	50,782,273円	収益調整金額	C	49,352,190円
分配準備積立金額	D	10,702,914円	分配準備積立金額	D	16,710,091円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,074,831円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,096,320円
当ファンドの期末残存口数	F	2,359,450,243口	当ファンドの期末残存口数	F	2,279,410,147口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	275円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	307円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,359,450円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,279,410円
第269期 2025年 7月18日 2025年 8月18日			第275期 2026年 1月20日 2026年 2月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,538,160円	費用控除後の配当等収益額	A	2,428,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,790,685円	収益調整金額	C	49,207,545円
分配準備積立金額	D	11,694,487円	分配準備積立金額	D	18,357,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,023,332円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,994,196円
当ファンドの期末残存口数	F	2,312,617,034口	当ファンドの期末残存口数	F	2,270,728,809口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	276円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	308円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,312,617円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,270,728円
第270期 2025年 8月19日 2025年 9月17日			第276期 2026年 2月18日 2026年 3月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,500,007円	費用控除後の配当等収益額	A	2,409,260円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	50,086,822円	収益調整金額	C	49,003,347円
分配準備積立金額	D	11,900,486円	分配準備積立金額	D	18,386,711円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,487,315円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,799,318円
当ファンドの期末残存口数	F	2,322,766,321口	当ファンドの期末残存口数	F	2,259,252,723口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	281円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	308円

前期 自 2025年 6月18日 至 2025年12月17日			当期 自 2025年12月18日 至 2026年 6月17日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	2,322,766円	収益分配金額	I=F*H/10,000	2,259,252円
第271期 2025年 9月18日 2025年10月17日			第277期 2026年 3月18日 2026年 4月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,652,422円	費用控除後の配当等収益額	A	3,991,667円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,777,429円	収益調整金額	C	48,719,967円
分配準備積立金額	D	12,983,240円	分配準備積立金額	D	18,396,386円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,413,091円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,108,020円
当ファンドの期末残存口数	F	2,307,714,289口	当ファンドの期末残存口数	F	2,244,818,154口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	287円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	316円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	2,307,714円	収益分配金額	I=F*H/10,000	2,244,818円
第272期 2025年10月18日 2025年11月17日			第278期 2026年 4月18日 2026年 5月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,779,045円	費用控除後の配当等収益額	A	2,719,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,528,191円	収益調整金額	C	48,783,561円
分配準備積立金額	D	14,217,652円	分配準備積立金額	D	20,123,203円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,524,888円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,626,548円
当ファンドの期末残存口数	F	2,294,460,322口	当ファンドの期末残存口数	F	2,246,143,116口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	294円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	318円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	2,294,460円	収益分配金額	I=F*H/10,000	2,246,143円
第273期 2025年11月18日 2025年12月17日			第279期 2026年 5月19日 2026年 6月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,515,464円	費用控除後の配当等収益額	A	3,903,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,129,312円	収益調整金額	C	48,345,314円
分配準備積立金額	D	15,552,664円	分配準備積立金額	D	20,391,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,197,440円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	72,640,137円
当ファンドの期末残存口数	F	2,274,962,041口	当ファンドの期末残存口数	F	2,225,081,293口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	299円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	326円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	2,274,962円	収益分配金額	I=F*H/10,000	2,225,081円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 6月18日 至 2025年12月17日	当期 自 2025年12月18日 至 2026年 6月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

区分	前期 自 2025年 6月18日 至 2025年12月17日	当期 自 2025年12月18日 至 2026年 6月17日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2025年12月17日現在]	当期 [2026年 6月17日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2025年12月17日現在]	当期 [2026年 6月17日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△13,028,629	25,897,362
合計	△13,028,629	25,897,362

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [2025年12月17日現在]	当期 [2026年 6月17日現在]
1口当たり純資産額	0.8483円	0.8680円
(1万口当たり純資産額)	(8,483円)	(8,680円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 281020	20,000.00	18,817.33	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	60,000.00	54,387.36	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	20,000.00	12,213.00	
		0 BUND 290815	40,000.00	36,925.69	
		0 BUND 300215	90,000.00	81,964.80	
		0 BUND 300815	100,000.00	89,888.84	
		0 BUND 310215	70,000.00	62,044.50	
		0 BUND 320215	80,000.00	68,840.60	
		0 BUND 350515	30,000.00	23,229.30	
		0 BUND 360515	70,000.00	52,342.15	
		0 BUND 500815	70,000.00	30,500.05	
		0 BUND 500815	10,000.00	4,373.73	
		0 BUND 520815	50,000.00	20,326.45	
		0 FINNISH GOVT 300915	20,000.00	17,807.20	
		0 NETH GOVT 290115	30,000.00	28,080.72	
		0 NETH GOVT 300715	20,000.00	17,959.02	
		0 NETH GOVT 310715	20,000.00	17,441.61	
		0 NETH GOVT 380115	30,000.00	20,811.70	
		0 NETH GOVT 520115	40,000.00	16,518.23	
		0 O.A.T 291125	70,000.00	63,598.58	
		0 O.A.T 301125	120,000.00	105,538.88	
		0 O.A.T 311125	90,000.00	76,383.36	
		0 O.A.T 320525	30,000.00	24,978.00	
		0 SPAIN GOVT 280131	70,000.00	67,178.05	
		0.1 BEL GOVT 300622	30,000.00	26,953.86	
		0.1 SPAIN GOVT 310430	40,000.00	35,110.77	
		0.125 FINNISH GOV 360415	30,000.00	22,193.08	
		0.25 BUND 280815	20,000.00	19,053.00	
		0.25 BUND 290215	50,000.00	47,082.80	
		0.25 FINNISH GOVT 400915	20,000.00	12,633.83	
		0.25 NETH GOVT 290715	50,000.00	46,545.25	
		0.3 PORTUGUESE 311017	20,000.00	17,557.28	
		0.35 IRISH GOVT 321018	10,000.00	8,565.60	
		0.475 PORTUGUESE 301018	50,000.00	45,484.99	
		0.5 AUSTRIA GOVT 290220	30,000.00	28,353.15	
		0.5 BUND 270815	30,000.00	29,313.87	
		0.5 BUND 280215	30,000.00	29,014.29	
		0.5 FINNISH GOVT 270915	10,000.00	9,745.28	
		0.5 FINNISH GOVT 280915	10,000.00	9,547.58	
		0.5 FINNISH GOVT 430415	10,000.00	6,046.28	

0.5 ITALY GOVT 280715	40,000.00	38,238.00	
0.5 NETH GOVT 400115	20,000.00	13,952.85	
0.5 O.A.T 290525	100,000.00	93,652.55	
0.5 O.A.T 400525	70,000.00	44,299.51	
0.5 O.A.T 440625	60,000.00	32,629.57	
0.5 O.A.T 720525	50,000.00	13,024.12	
0.6 ITALY GOVT 310801	70,000.00	61,939.58	
0.6 SPAIN GOVT 291031	90,000.00	83,985.97	
0.65 BEL GOVT 710622	20,000.00	6,056.65	
0.7 PORTUGUESE 271015	20,000.00	19,534.29	
0.7 SPAIN GOVT 320430	80,000.00	70,486.60	
0.75 AUSTRIA GOVT 280220	20,000.00	19,392.90	
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	50,000.00	26,243.41	
0.75 FINNISH GOVT 310415	20,000.00	18,165.85	
0.75 NETH GOVT 270715	40,000.00	39,256.80	
0.75 NETH GOVT 280715	10,000.00	9,639.90	
0.75 O.A.T 280225	80,000.00	77,436.40	
0.75 O.A.T 280525	70,000.00	67,437.16	
0.75 O.A.T 281125	90,000.00	85,817.25	
0.75 O.A.T 520525	70,000.00	31,165.19	
0.75 O.A.T 530525	30,000.00	12,934.50	
0.8 BEL GOVT 270622	10,000.00	9,827.93	
0.8 BEL GOVT 280622	10,000.00	9,647.71	
0.9 AUSTRIA GOVT 320220	40,000.00	35,936.30	
0.9 BEL GOVT 290622	30,000.00	28,452.68	
0.95 ITALY GOVT 270915	170,000.00	166,565.15	
0.95 ITALY GOVT 300801	80,000.00	73,914.00	
0.95 ITALY GOVT 320601	100,000.00	88,159.12	
0.95 ITALY GOVT 370301	20,000.00	15,175.20	
1 BEL GOVT 310622	40,000.00	36,482.03	
1 BUND 380515	20,000.00	15,814.78	
1 PORTUGUESE 520412	10,000.00	5,328.13	
1 SLOVAKIA GOVERN 320514	20,000.00	17,810.18	
1 SPAIN GOVT 420730	30,000.00	19,981.77	
1 SPAIN GOVT 501031	70,000.00	37,603.23	
1.1 IRISH GOVT 290515	10,000.00	9,576.84	
1.125 FINNISH GOV 340415	30,000.00	25,980.68	
1.15 PORTUGUESE 420411	10,000.00	7,001.36	
1.25 BEL GOVT 330422	20,000.00	17,792.85	
1.25 BUND 480815	70,000.00	46,286.66	
1.25 O.A.T 340525	100,000.00	85,258.60	
1.25 O.A.T 360525	100,000.00	80,468.55	

1.25 O.A.T 380525	40,000.00	30,240.19
1.25 SPAIN GOVT 301031	70,000.00	65,643.69
1.3 OBL 271015	40,000.00	39,362.16
1.35 IRISH GOVT 310318	40,000.00	37,613.42
1.35 ITALY GOVT 300401	50,000.00	47,286.55
1.375 FINNISH GOV 470415	20,000.00	13,156.59
1.4 BEL GOVT 530622	30,000.00	16,271.53
1.4 SPAIN GOVT 280730	90,000.00	87,778.37
1.45 ITALY GOVT 360301	10,000.00	8,249.57
1.5 AUSTRIA GOVT 861102	10,000.00	4,807.68
1.5 FINNISH GOVT 320915	40,000.00	36,738.93
1.5 IRISH GOVT 500515	10,000.00	6,678.18
1.5 O.A.T 310525	60,000.00	55,946.34
1.5 O.A.T 500525	70,000.00	40,833.80
1.65 ITALY GOVT 301201	70,000.00	66,159.36
1.65 ITALY GOVT 320301	70,000.00	64,664.60
1.7 BEL GOVT 500622	50,000.00	31,101.45
1.7 BUND 320815	60,000.00	56,602.62
1.7 IRISH GOVT 370515	20,000.00	17,283.98
1.7 ITALY GOVT 510901	50,000.00	29,872.60
1.75 O.A.T 390625	50,000.00	39,288.62
1.8 BUND 530815	50,000.00	35,232.60
1.85 SPAIN GOVT 350730	110,000.00	97,839.61
1.9 BEL GOVT 380622	50,000.00	41,540.90
1.9 SPAIN GOVT 521031	10,000.00	6,558.40
1.95 PORTUGUESE 290615	10,000.00	9,818.43
1.95 SPAIN GOVT 300730	30,000.00	29,082.80
2 IRISH GOVT 450218	30,000.00	23,880.03
2 ITALY GOVT 280201	120,000.00	118,758.36
2 NETH GOVT 540115	10,000.00	7,359.21
2 O.A.T 321125	100,000.00	93,105.00
2 O.A.T 480525	50,000.00	33,981.55
2 SLOVAKIA GOVERN 471017	10,000.00	6,918.69
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	20,000.00	11,984.50
2.1 OBL 290412	30,000.00	29,621.34
2.15 BEL GOVT 660622	20,000.00	11,781.29
2.2 BUND 340215	30,000.00	28,711.55
2.2 OBL 280413	50,000.00	49,675.25
2.25 BEL GOVT 570622	10,000.00	6,465.58
2.25 ITALY GOVT 360901	70,000.00	61,801.67
2.25 PORTUGUESE 340418	30,000.00	28,294.21
2.3 BUND 330215	80,000.00	77,767.12
2.35 SPAIN GOVT 330730	90,000.00	85,900.29

2.4 AUSTRIA GOVT 340523	60,000.00	57,330.93	
2.4 IRISH GOVT 300515	10,000.00	9,899.73	
2.4 O.A.T 280924	80,000.00	79,409.60	
2.4 OBL 281019	80,000.00	79,700.00	
2.45 ITALY GOVT 500901	40,000.00	28,768.00	
2.5 BUND 350215	120,000.00	116,514.89	
2.5 BUND 440704	60,000.00	52,949.40	
2.5 BUND 460815	60,000.00	52,060.90	
2.5 BUND 540815	30,000.00	24,679.80	
2.5 ITALY GOVT 321201	40,000.00	38,350.40	
2.5 NETH GOVT 330115	40,000.00	39,230.20	
2.5 NETH GOVT 330715	20,000.00	19,534.05	
2.5 NETH GOVT 350715	30,000.00	28,843.05	
2.5 O.A.T 300525	250,000.00	246,538.18	
2.55 SPAIN GOVT 321031	70,000.00	68,235.82	
2.6 BUND 340815	90,000.00	88,354.80	
2.6 IRISH GOVT 341018	10,000.00	9,721.75	
2.7 ITALY GOVT 470301	60,000.00	47,363.18	
2.7 SPAIN GOVT 481031	20,000.00	16,315.07	
2.75 NETH GOVT 470115	50,000.00	44,811.77	
2.75 O.A.T 290225	100,000.00	99,942.10	
2.8 ITALY GOVT 281201	30,000.00	30,058.36	
2.8 ITALY GOVT 290615	100,000.00	99,956.07	
2.8 ITALY GOVT 670301	20,000.00	14,110.27	
2.875 FINNISH GOV 290415	20,000.00	20,114.02	
2.9 AUSTRIA GOVT 330220	10,000.00	9,969.43	
2.9 BUND 560815	30,000.00	26,661.33	
2.9 SPAIN GOVT 461031	30,000.00	25,776.36	
2.95 ITALY GOVT 300701	30,000.00	30,007.05	
3 BEL GOVT 330622	70,000.00	69,490.40	
3 IRISH GOVT 431018	10,000.00	9,393.49	
3 ITALY GOVT 290801	60,000.00	60,352.41	
3 ITALY GOVT 291001	10,000.00	10,041.05	
3 O.A.T 330525	50,000.00	49,176.31	
3 O.A.T 341125	70,000.00	67,733.03	
3 O.A.T 540525	20,000.00	15,503.36	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	20,000.00	18,872.52	
3.15 AUSTRIA GOVT 531020	10,000.00	9,007.47	
3.15 ITALY GOVT 311115	20,000.00	20,044.80	
3.2 O.A.T 350525	80,000.00	78,155.20	
3.25 BUND 420704	20,000.00	19,838.42	
3.25 ITALY GOVT 380301	10,000.00	9,493.43	

3.25 ITALY GOVT 460901	40,000.00	34,712.68
3.25 O.A.T 450525	80,000.00	70,638.45
3.25 O.A.T 550525	50,000.00	40,458.28
3.25 SPAIN GOVT 340430	50,000.00	50,249.27
3.35 ITALY GOVT 350301	60,000.00	59,405.53
3.4 ITALY GOVT 280401	90,000.00	91,078.26
3.45 BEL GOVT 430622	10,000.00	9,337.64
3.45 SPAIN GOVT 341031	40,000.00	40,660.24
3.45 SPAIN GOVT 430730	20,000.00	19,016.64
3.45 SPAIN GOVT 660730	40,000.00	34,844.60
3.5 ITALY GOVT 300301	60,000.00	61,319.25
3.5 O.A.T 331125	90,000.00	90,978.54
3.5 PORTUGUESE 380618	10,000.00	10,030.24
3.5 SPAIN GOVT 290531	70,000.00	71,607.03
3.5 SPAIN GOVT 410131	20,000.00	19,457.38
3.6 ITALY GOVT 351001	70,000.00	70,133.70
3.625 PORTUGUESE 540612	10,000.00	9,425.29
3.625 SLOVAKIA GO 371104	10,000.00	9,896.15
3.75 BEL GOVT 450622	10,000.00	9,594.85
3.75 NETH GOVT 420115	50,000.00	52,364.10
3.75 SLOVAKIA GOV 340306	30,000.00	30,899.78
3.85 ITALY GOVT 291215	20,000.00	20,637.90
3.85 ITALY GOVT 490901	30,000.00	28,072.50
3.9 SPAIN GOVT 390730	20,000.00	20,555.43
4 BEL GOVT 320328	40,000.00	42,153.65
4 BUND 370104	50,000.00	54,499.37
4 ITALY GOVT 301115	30,000.00	31,234.54
4 ITALY GOVT 311030	20,000.00	20,906.40
4 ITALY GOVT 370201	70,000.00	72,125.02
4 NETH GOVT 370115	20,000.00	21,604.27
4 O.A.T 381025	20,000.00	20,353.75
4 O.A.T 550425	30,000.00	27,980.89
4 O.A.T 600425	50,000.00	45,977.70
4 SPAIN GOVT 541031	10,000.00	9,871.89
4.1 ITALY GOVT 290201	40,000.00	41,308.20
4.1 PORTUGUESE 370415	30,000.00	32,016.72
4.1 PORTUGUESE 450215	10,000.00	10,409.77
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	40,000.00	43,270.60
4.2 ITALY GOVT 340301	50,000.00	52,690.26
4.2 SPAIN GOVT 370131	50,000.00	53,381.95
4.25 BEL GOVT 410328	40,000.00	41,770.94
4.25 BUND 390704	20,000.00	22,300.25
4.35 ITALY GOVT 331101	50,000.00	53,211.07

	4.4 ITALY GOVT 330501	60,000.00	64,107.60	
	4.45 ITALY GOVT 430901	40,000.00	41,546.90	
	4.5 ITALY GOVT 531001	10,000.00	10,157.12	
	4.5 O.A.T 410425	90,000.00	95,328.22	
	4.65 ITALY GOVT 551001	10,000.00	10,331.31	
	4.7 SPAIN GOVT 410730	20,000.00	22,218.11	
	4.75 BUND 280704	30,000.00	31,304.36	
	4.75 BUND 340704	50,000.00	56,893.93	
	4.75 BUND 400704	60,000.00	70,307.34	
	4.75 ITALY GOVT 280901	30,000.00	31,285.78	
	4.75 ITALY GOVT 440901	40,000.00	43,128.57	
	4.75 O.A.T 350425	70,000.00	76,687.14	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	50,000.00	56,684.03	
	5 BEL GOVT 350328	50,000.00	56,315.37	
	5 ITALY GOVT 340801	70,000.00	77,734.47	
	5 ITALY GOVT 390801	80,000.00	89,190.32	
	5 ITALY GOVT 400901	60,000.00	66,870.96	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	40,000.00	42,273.61	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	30,000.00	35,110.03	
	5.5 BEL GOVT 280328	60,000.00	62,936.01	
	5.5 BUND 310104	110,000.00	123,336.95	
	5.5 NETH GOVT 280115	30,000.00	31,362.76	
	5.5 O.A.T 290425	50,000.00	53,695.23	
	5.625 BUND 280104	50,000.00	52,299.67	
	5.75 O.A.T 321025	50,000.00	57,345.12	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	70,000.00	80,874.47	
	6 ITALY GOVT 310501	60,000.00	68,054.08	
	6 SPAIN GOVT 290131	80,000.00	86,728.76	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	30,000.00	31,166.25	
	6.5 BUND 270704	100,000.00	104,059.70	
ユーロ合計		11,010,000.00	10,119,445.01 (1,885,353,799)	
合計			1,885,353,799 (1,885,353,799)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券 240銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 6月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,926,551,688
II 負債総額	562,641
III 純資産総額（I－II）	1,925,989,047
IV 発行済口数	2,220,342,001口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8674
(10,000口当たり)	(8,674)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2026年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	788	64,380,039
追加型公社債投資信託	17	1,655,821
単位型株式投資信託	43	261,385
単位型公社債投資信託	34	97,287
合 計	882	66,394,531

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	37,354	38,323
有価証券	700	3,347
前払費用	770	937
未収入金	25	0
未収委託者報酬	24,418	29,726
未収収益 ※2	1,005	※2 1,081
金銭の信託	1,650	3,151
その他	398	526
流動資産合計	66,325	77,094
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	2,762	※1 2,581
器具備品 ※1	1,045	※1 1,542
土地	628	628
建設仮勘定	747	6
有形固定資産合計	5,184	4,758
無形固定資産		
ソフトウェア	4,452	4,732
ソフトウェア仮勘定	1,003	861
無形固定資産合計	5,456	5,594
投資その他の資産		
投資有価証券	10,302	17,107
関係会社株式	159	159
投資不動産 ※1	1,712	※1 1,641
長期差入保証金	690	689
繰延税金資産	1,640	1,362
その他	45	45
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,526	20,981
固定資産合計	25,166	31,334
資産合計	91,491	108,428

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		
未払収益分配金	114	130
未払償還金	151	166
未払手数料	8,878	11,249
その他未払金 ※2	819	※2 1,817
未払費用 ※2	10,352	※2 11,814
未払消費税等	1,211	1,352

未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0

営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204
その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182

投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	※2 18	※2 2
固定資産売却損	※1 6	-
減損損失	※4 1,306	-
事業譲渡関連損失	※5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	※3 5,356	※3 6,780
法人税等調整額	△344	△312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359

別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921	
当期変動額					
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770	
当期純利益		15,510	15,510	15,510	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740	
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	—
計	6百万円	—

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	—	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	—	—
電話加入権	15百万円	—
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループिंगとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	1株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	1株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1

(2)	有価証券	700	700	—
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	—
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	—
	資産計	49,805	49,803	△1

- (注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	3,347	3,347	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	—
資産計	23,250	23,250	—

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	—	—	—
金銭の信託	3,151	—	—	—
未収委託者報酬	29,726	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	—	—	—
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（(1)＊参照）。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	—	3,347
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	—	16,451
資産計	7,739	15,210	—	22,950

（※）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）

は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%

以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の 発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の 発生額	△62	144
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う 調整額	△8	—
年金資産の期末残高	2,350	2,383

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654	1,726

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の 費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る 退職給付費用	204	205

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339

繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債 合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,693 百万円	未払手数料	1,169 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	460 百万円	未払費用	262 百万円

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2026年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2026年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2026年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年12月26日	臨時報告書
2026年 3月16日	有価証券届出書
2026年 3月16日	有価証券報告書
2026年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ユーロ債券オープン（毎月分配型）の2025年12月18日から2026年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ユーロ債券オープン（毎月分配型）の2026年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。